

宇部市新庁舎建設工事発注方式検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇部市の新庁舎建設に当たり、その発注方式等について、有識者からの意見を聞くことを目的として、宇部市新庁舎建設工事発注方式検討委員会（以下「委員会という。」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 発注方式に関する事項
- (2) 施工者の選定方式に関する事項
- (3) その他新庁舎建設工事発注に向けて必要と認められる事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、6人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による報告を完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、会議に出席させて意見を聞くことができる。

5 会議は非公開とする。

6 委員は、会議内容を公表前に外部に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は都市整備部新庁舎建設課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。